

令和4年度第7回草津市隣保館等運営審議会 議事録

日 時 令和4年10月18日(火) 午後2時30分から午後4時30分
場 所 草津市役所 2階 特大会議室
出席委員 我孫子委員、伊藤委員、井上委員、木村委員、崎山委員、佐山委員、
中川委員、中西委員、丹羽委員、畑委員、藤内委員、水谷委員、
森川委員、保田委員
欠席委員 内田委員、清水委員、鈴木委員、谷川委員、薬師寺委員、安居委員
事務局 総合政策部(人権政策課)
木村部長、岸本総括副部長、山本副部長、小寺課長、木田係長、
石松主査
教育委員会事務局(児童生徒支援課)
増田部長、菊池理事、田中総括副部長、上原副部長、柴原課長、
北村課長補佐、湯浅係長、明田専門員
傍聴者 なし

1 開会

事務局 皆様こんにちは。ただいまから第7回草津市隣保館等運営審議会を開催させていただきます。委員の皆様には公私ともに御多用の中御出席いただきましてありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます人権政策課の小寺でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日、委員の皆様20名のうち14名の御出席をいただいております。当審議会規則第5条第2項の規定で定めます委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、当審議会が成立していることを御報告申し上げます。また当審議会規則第6条第1項の定めにより、当審議会の公開となっております。傍聴希望者を市のホームページで募集いたしましたが、本日現在のところを傍聴希望者はありません。それではお手元の資料に基づき、会議の方進めて参りたいと思います。伊藤会長進行の方、どうぞよろしく願いします。

伊藤会長 皆さんこんにちは。お忙しいところ御苦労さまです。それでは皆様のお手元にある次第に従いまして、進めていきたいと思っております。今回の会議ですが、前回の審議会で皆さんの意見をいただいた後、事務局の方で答申を修正してもらったものです。まず、修正について事務局から説明していただき、そのあと皆様から御意見等いただきたいと思っております。確認ですが、今回で最後の審議となります。御意見いただく最後の機会となりますので、本日で答申案を公表できるように進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。では、皆さんのお手元にある資料の第7回草津市隣保館等運営審議会における議論・意見のポイントというものと修正案について事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

2 議題等

(1) 修正答申（案）について

事務局より 2. 議題等の『修正答申（案）について』説明。以下、審議内容。

- 伊藤会長 ありがとうございました。この修正案について御意見をどうぞ。
- 委 員 今日が最後とお聞きしましたので、思いを伝えてさせていただきます。少し長くなります。まず答申の 1 ページです。「はじめに」のところの最終の行「教育文化の向上および社会福祉の増進が図れるよう」と書かれています。隣保館の目的はあくまでも人権課題の解決と思うのですけれども、例えば、「社会福祉の増進を図り、様々な人権問題の解決のために」という文言をここに加えていただくことが必要じゃないかなと思いました。これが 1 点目です。
- 伊藤会長 その直後に書いてありますが、「2 隣保館等の役割とは」のところ。そこでは弱いでしょうか。
- 委 員 直後というのは隣保の役割ですか。まあ、私の言いたいことを先に言わせていただきます。同じく 1 ページの最後の行です。最後の行の教育集会所のところの括弧書きの「住民の教育文化の向上および社会福祉の増進に寄与する」とあるのですけれども、教育集会所の設置条例の第 1 条には、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域住民」と書かれてあるのですね。この部分が全くここには書かれてないので、私は、一番の肝心な部分、単に住民とされている部分は削るべきではないと思うのです。それが 2 点目です。それから、前回審議会等の比較表で、答申案でいいますと、2 ページの「4 今後の取組の方向性」のところなのですけれども、「地元 N P O 法人に運営をゆだねる」というこれまでの文言、これは前回も変えてくれとお願いをしていたのですけれども、その回答としまして今も言っていましたように、地元 N P O 法人に運営を委ねるという考えはないというふうにとれるような回答をいただいているのですけれども、まずこれがそういうことなのかということを確認したいのと。一方でこれ前回、委員の先生等からもお話してもらったのですが、3 番の成果の中で、成果としてより一層の効果が得られていると言っておきながらこの回答はなんか矛盾しているなと私は感じました。ただ単に指定管理者の有するスキルや経験という表現では、この指定管理者が地元 N P O 法人のこれまでのスキルや経験という部分と繋がらなかったのですね。指定管理者はいろいろな指定管理者のそれぞれが有するスキルや経験と解釈されてしまうのではないかなと思っています。それから、はじめのところに書いていただいているようにこれから

の隣保館のあり方については部落差別解消推進法の趣旨を鑑みてとされているのです。この法律の中心はやっぱり相談体制の強化であって、この部分ではこれまでの成果として地元NPO法人ゆえに大変効果があったとされている。そのことから考えてもですね、相談体制の強化は、地域の実情に精通した者という部分が今後欠かせないと私は思っております。この答申を受けて、今後市が方針を考えていかれるというので、その段階で、今ここにいろいろ記述してもらっている部分、それから我々がいろいろと言わせてもらっている部分は、消えてしまうのではないかと心配もしています。地域の想いというものを何年か前の前回の答申のときにも聞いてもらえなかったという経過がありましたので、この部分については、考慮いただきたいなと思っています。それから、前回意見も出された交通アクセスの課題です。幅広く多くの方に利用いただく、開かれた隣保館をめざすのであれば、交通アクセス環境の改善は必要であるというような文言ぐらいは審議会の意見として記載すべきだと私は思っています。それを受けて、方針を考えるときに、それは考えていただいたら良いことであって、審議会の意見としてはこういう声があったということで、今後も、追記していただきたいなと思います。それからもう1点、会議録にありました委員の意見に書いてあった歴史についての回答がないので、それを聞かせていただきたいなと思っています。それから、これは何度も言っているのですが、一般施策という言葉が何回も出てきますのですごく気になっています。「はじめに」のところでは一般施策という言葉は何度も使われています。だからもうそれでいいのではないかなと思っています。以上です。

伊藤会長 事務局から、もう1回説明をしていただきます。歴史については書いていないという問いについては、「地域の実情」という言葉に歴史を含めたという説明があったと思うのですが。

事務局 「歴史」という部分に関しましては、資料の1ページの④の部分でございます。地域の実情の後に歴史も追記して欲しいという御意見です。地域の実情というのは会長もおっしゃっていただいたように、歴史も含めて、例えば過去の状況それから現在の状況、隣保館の設置に至った経緯であるとか、そういった諸々の状況をすべて含んだ表現と考えております。その中でその歴史だけを取り出すということではなく、並列的に考えていますので、この表現で網羅できているのではないかという考え方でございます。それといくつか御意見いただきましたので、一番はじめにおっしゃった、人権課題の解決のため、答申案の1ページの「はじめに」の一番下の部分でございますが、ここの表現が必要かという御意見ですが、これは会長の方からもございましたが、2番の「隣保館等の役割とは」の部分で、「同和問題をはじめあらゆる人権問題の速やかな対応を図るため」と明記しておりますので、この部分で埋められるかと考えています。指定管理者に関する部分につきましては、資料の2ページの⑦の部分から、「指定管理者

制度による運営を継続するとともに」の前に「地域に精通した地元NPO法人に運営をゆだねるこれまでの」を入れてはどうかという御意見に対しましては、これまでの実績及び事実に関しては、地元NPO法人という文言で統一をさせていただいている。今後、未来のことにつきましては、NPO法人を指定管理者とすることを否定するものではございません。ただ、今後、この答申をいただいた先々のことを将来的に、今現在のNPO法人に必ず非公募でというようなお約束ができない部分もございますので、そこは含みを持たせているような形にはなりますけれども、指定管理者と表現しております。それから、交通アクセスに関しての御意見ですが、委員がおっしゃるように、審議会が全体としての意見ということであればそういった形も必要かもしれませんけれども、前回御意見いただいた後、担当部局ともいろいろと状況をお聞きした中でわかったこともございますのでこの場でお伝えさせていただきます。市内に路線バスが走っていない部分については、まめバスというバスを市の施策的なところで走らせているというのもございます。これもかつて実証実験という形でいろいろな路線を設定した中で走らせた結果ですね、まめバスっていうのも、民間企業に運行いただいている以上、一定の収益が見込まれないと路線として設定できないというような事情もあるとお聞きしております。また、まめバスの実証実験の結果、運用開始にあたって路線として選定されなかったところもありますが、それはそれに見合う利用実績が出なかったというようなところになっているということです。逆に、今回審議いただいたような、利用活性化を進めていって、人権課題を解決していくための事業活性化を進めることによって、交通網の利用が進めば、路線設定の可能性を高めていく、逆に高めていくための事業の活性化を進めていくというふうに考えています。それから令和5年度にまめバスの路線の見直しが予定されているとお聞きしております。今回来年度が初めての見直しということですので、具体的な進め方は、今のところまだ見通しが出てない部分もあるということでございますけれども、路線の設定について、全庁的に照会等があれば、審議会の意見としては伝えさせていただきます。

教育委員会です。答申案の1ページの2番「隣保館等の役割とは」のところも、一番下の二行について御質問がありましたので説明いたします。教育集会所は草津市立集会所設置条例に明記されている通りというふうにここに書かれています。第1条と言われますのは、趣旨が書かれています。基本的人権の尊重精神にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の教育問題の向上及び社会福祉の増進に寄与するため、草津市に教育集会所を設置するというのが第1条でございますので、この草津市立教育集会所設置条例に明記されている通りと書かれておりますので、そこに含まれているのではないかという認識をしております。事務局からは以上でございます。

伊藤会長
委 員

はいどうぞ。

さっき私も言いたいなと思ったところ、他の委員が言っていたのですけど、ちょっと私の思いも含めて、聞いていただきたいなと思います。この比較表の2ページの⑧の項目で、交通の改善とそれに関してですけど、出来たら、交通の便の改善にといいた文言を入れて欲しいと申したのですけれども、ここに書かれているように「仕掛けが大切」という表現があるからこのままでいいのではないかということによって変えていませんという説明でした。もしできればですね、最後の方に、文章の流れから交通アクセスから環境の改善といいた具体的な表現と追記は難しいという言う事務局の言葉が書いていますが、せめて(1)の交流の活性化の①の(略)って書いている三つ目下にこのことを念頭に同じ変わってない文章が書いていますが、この文章のこのことを念頭に、今後、より多くの市民の利用と交流の活性化が人権啓発に繋がっていくよう、繰り返し書いていますが、もし、入れられるのであれば、「いくよう、他の担当部署や関係機関、団体との連携のもと、繰り返し長く利用してもらうための仕掛けが大切である」という言葉をもし入れてもらえたら、今後また具体的に計画が上がったときに、バスの利用が存続するとかいう問題が出たときに、また復活するのではないかと期待を込めて、直していただけたらと思います。以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。まあ、修正案を言っているし、交通アクセスに関しては、過疎地域とかね。自動運転のゴルフカートみたいなものを動かしてとかっていう工夫が今考えられているから、もうちょっと実現可能性のありそうな文章に変えて欲しいということですね。やるよっていうのをもうちょっとニュアンスとして残して欲しいということで、どうですか。今すぐ答えられないと思うのです。それこそ関係部署と協議しないと。

委 員

仕掛けという言葉があるからそこに全部そういう意味が入っているからこれでいいのではないですかってことで変更はしなくていい、追記しなくていいと説明されたと思うので、それはそれで、決して間違っていないのですけど、それをその仕掛けが具体的にこういうものだという表現できないのであれば、関係機関とも連携しないとバスのことでも館だけではできないことなので、そういう意味を含めて入れてもらえたらと思いました。

伊藤会長
事務局

要望です。再度最後の修正の際に入れるかどうか、今答えられますか。ちょっとはっきりとしたお答えにはならないかもしれませんが、今のおっしゃっていただいたような修正につきましては、そもそも想定をされていることなのかなというふうには思いますので、ここでの議論がですね、最終的に答申ができたからといって、その内容が答申案だけにあらわれるということではなくて、例えば議事録の中であるとか、そういったところには必ず残っていきますので、そういったところで、そういった機会があればで

すね、当然のことながら、関係機関との連携にはなってくるので、ちょっとお答えになってないかもしれませんが、そういった考えを持っています。

伊藤会長 割と大きな話として、地域に精通した地元NPO法人という表現が未来に向かっては、指定管理者を有するという表現になるということで、何かそのことについて、意見はありますか。

委員 私ちょっと比較表の修正部分というよりも、答申（案）の全体で、今の問題点ですね。「はじめに」のところの最後の文章がね、「・・・について答申を行うものである」と書いてある。この最後のところは、今回の答申の主たる目的は何かという部分ですよね。そこで、要するに草津市において展開する隣保事業がより多くの方々に享受され、ここで、先ほど委員は、次の文章の役割のところ、隣保館は人権のまちづくりを目的とするとか、人権課題の解決とか書いてあるので、今回のこの答申の主たる目的の中に、例えばより多くの方々に享受され、人権の確立とか人権尊重とか人権問題の解決とかを入れて、それと、教育文化の向上及び社会福祉の増進とある。こういう形でその答申を行うのですよと。こういうふうに入れたらどうかと聞きました。私も実は弁護士をしましてね、というのは、全体のキーワードが人権の尊重、人権を尊重するまちづくり、人権の確立というところからなっているので、私これを見てね、委員の意見も私と同じ問題意識を持っておられるなと思いました。もう一つね、今回の答申の一番のキーワードは2ページの「今後の取組の方向性」というところですけど、これは、要は、今までは隣保館で担ってきた地域の実情に精通した地元NPO法人が指定管理者になっていくことから、こういう形で成果があると。これを、こういう役割・機能・スキル等が、市全域のより多くの方々によって享受されると。それが、隣保館の認知活用に繋がると。そして次のページいって、それがまた、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けた啓発効果も期待できるのだと書いてありますね。そこがちょっと最後にいって、地域住民のみならず、より多くの市民に利用される開かれた隣保館をめざすと。これが要するに今回開かれた隣保館に向けた答申のポイントになっていると。私はこういうふう理解したのですね。だからよりそういうスキル、ここのところは将来の問題になっているから、指定管理者になっているけども、そういう経験を全市的に展開すべきだと。その時に先ほどおっしゃったように、また将来、公募も含めてね、隣保館、指定管理という一般的な構図になったときに、こういう先ほどから繰り返しおっしゃっている地域の実情に精通した地元NPO法人の培ってきたスキル・機能・経験等が今後不安になるのではないかとということをおっしゃったのだろうと。しかし、当然そのスキルはまだ公募であろうと何であろうと、一番、隣保館の趣旨目的に合う役割を担う人たちに担ってもらわないといけないわけですよ。その辺のところになるかということをおっしゃったのだろうな。私は、あえて言いますが、ここはこれでいいんじゃないかと。私の意見ですけどね。それからもう一つ、細かいで

すけど、5ページ(2)のところで、ここは地域の状況とかここは地域の実情とか書いてある。1つの実態を表す言葉であれば、同じ言葉を使った方が良いかと思います。それからもう一つ。私は相談活動をしておりますので、6ページの上の方で、「専門的な相談機関との太い結び目としての役割」。これはものすごく私は重要だと思っている。私は人権センターで人権相談をやっていますがなかなかあがってこない。総合的な人権施策が相談ですからね。部落解放解消推進法も含めて三法が、相談、教育啓発と結びついていきますからね。相談というものはものすごく重要だと、きっかけも含めてね。そういう点で、専門的な相談機関というのは一体どういう機関を指しているのかと。それで、例として人権担当課と人権センター等の市の各部署、関係機関・団体との連携とこういうふうになってね。このところはこれでいいかどうかというのをちょっとまた聞きたかったのですが、専門的な相談機関とはどういうところを意味するのか、これはちょっと質問の関係ですが。あとは、特に私は、大きな問題はないと思いますよ。先ほど言った一番の御心配のところも、指定管理をここまでやってきて、全市的にやるというときに、その積み重ねた成果とどう繋がっていきけるかについての不安ということをおっしゃったのだらうと思います。

伊藤会長 割とすぐ解決することとして、地域の状況ではなくて、地域の実情という言葉に統一した方が良く、という御指摘だったので、それは統一してください。それから、質問で、6ページの上の、「専門的な相談機関」という表現があるけど、それは具体的に何を指しているかという質問。

事務局 はい。専門的な相談機関としては、例えば人権の問題ということであれば、市の人権センター、もちろん隣保館も含めて。それから、例えば県にも同じような窓口もございます。それから人権擁護委員さん、法務局における人権相談、いろんな機関がございます。ご相談の内容によっても、どういった機関がふさわしいのか、そういったところも含めて適切な連携を図っていく必要がある。また人権以外につきましても、もちろんいろいろな相談がされると思います。例えば就労、福祉、生活上の問題、そういったものにつきましても、もちろん市の担当窓口もございますし、いろいろな相談の実績もございますので、そういったところを踏まえながら、適切な相談対応ができるような窓口、ちょっと具体性に欠けるかもしれませんが、国・県・市、場合によっては、民間でも相談をされることもあります。そういったところも含めて、専門的な相談機関という表現をさせていただいております。

委員 人権って抽象的じゃないんですよね。生活とか暮らしの中で、人権問題や差別の問題が現れてくる。あるいはそれを発見する。掘り下げていく。その中で、それを解決するにはどうしたらよいかと。例えば、生活困窮者自立支援法の相談。いろんな相談、生活相談の中にも当然ある。福祉も当然。子供の問題も当然。その中で人権問題をどういうふうに見つけていくのか。現れてきているのか。そしたらその解決に向けてどう繋げていくのか。これ

行政の責任ですよ。人権のまちづくり。そういう意味で申し上げているのですよ。人権って抽象的であってそこは相談の中心が全然違うわけですよ、私のイメージでは。生活相談の中で人権問題がどう表れるのか。そういう感性で勉強ですよ、相談員は。いろんな分野ですから、福祉も関連するし、そういうことを申し上げます。人権の分野に限らず、どういう相談が市全体にあるか、どう繋げていくのか、ということを上申している。

委員 役所の方で意見等と新しい内容が書かれていますね。これ根本的にね、隣保館の役割、隣保館とは何やというところからいけば、「A3の2ページ⑦の新」のところに「指定管理者の有するスキルや経験を市全域に展開すべく」という文言がありますね。その左側の⑦（意見等の欄）というのは、隣保館の役割と内容的なものでいけば、「地域に精通した」というのが一番僕はいんじゃないかと。指定管理者の有するスキルや経験を市全域に展開すべくというのは、僕の理解では、市のまち協とかそちらにいけば指定管理としての扱いがされているのですけども、隣保館というのはその違いが今回の論点じゃないかなという気がしている。だから「地域に精通した地元の方に委ねる」という表現がベターじゃないかなと思います。先ほど、最後の話で、審議会で何か一般公募がでておたと聞いております。一般公募をしたらいいんですけども、隣保館が一般的に人権に関わる問題、それと、その中には相談業務とか就労とかいろんな面がある。それをまち協との考えのスキル・経験とでは全然違うものではないかなという気が私はしています。なので、できるのであれば、「地域に精通した」という文言はここにに入れていただきたいと思います。その辺どうですか。

事務局 資料の説明の中でも申し上げましたけれども、今回の審議会の議論というのは、前回の直営から指定管理制度に移行するときの議論としては、地域の状況に精通している地元NPOというのが念頭にあった中で、そういったところがふさわしいというような考え方でございました。今回の議論というのは、そういった指定管理者地元NPOが培ってきたスキルがすでに蓄積されている、これを広く展開していくという議論をいただいていたのかなというふうに考えます。その中で、例えばですけれども、今後どんどん人が入れ替わって行って、スキルが継承されなくなってしまったりとか、そういったことになると、単純に地元で精通しているってということだけで、指定管理を継続していくというのはもしかするとしんどくなってくる部分もあるのではないかなというのも考えております。そういうことで、地元で精通しているのを、今の段階ではもちろん、公募になったとしても、それは非常にアドバンテージなのかなというふうには考えてはおります。今後、地元で精通しただけでと言ったら語弊があるかもしれませんが、それを根拠に指定管理をお願いするというような考え方の議論ではなかったのではないかなというふうに思っています。そういう意味で、そのスキル経験っていうところに着目した表現にさせていただいているところでございます。

伊藤会長　　このメンバーは、実際NPOの仕事をなさってる方もここにももちろん来ているし、もちろん地元の方もいらっしゃるから、多数決をとったら、地元NPOに精通したっていう考え方を継承すべきだということになるかもしれないですね。だけど片方で、先生は僕の考えではとおっしゃったように、2022年の今の段階で、地元だから、地元のNPOが地元の住民のために何かをやれという形にならないように広げた表現をしたいと、というのが私のところ会議の設定だったと思うのですよ。結果として地元NPOがスキルアップしていろんな問題も対応していくっていうことをどんどんやってくれば、あえて言いますが、他の指定管理者と争う必然性もそんなになくて、言ってしまうと公募してやっぱりここになるというような結果になって欲しいなと私は思うのです。例えば、対抗馬がでてきても、やっぱりここだよ、この仕事をやってくれるのはこの人たちだよっていうふうになるようにして欲しいなというふうに思うのですけど。

委員　　この前回の審議会との比較表の2ページ。先ほど事務局から地元NPO法人を外すというのではないという答弁をされたのですが、ここに書かれてあるのは、「地域に精通した地元NPO法人に運営を委ねるという考え方はない」と書いてある。ということは、地域にNPO法人は外すということにとれるのですよ。先ほど、これまでの経過や答申とか、今これから方針を考えていく上ではね、その経過の中で、この地元NPO法人に運営を委ねないよ、運営してもらわないよという考え方を地元で話をしていますよという形になるのですよ、いつか、年数が経てば、こういう書き方をしていると。要は隣保館については、地元で自立支援するから地元で管理したらええやんと市の方から言われて、勉強もして、受け皿を作るためにNPO法人を立ち上げてきたわけですよ。それが確かにそういったスキルを他のところにも提供していくのはいいのですけども、地元としては、就労対策、雇用対策の思いもあって立ち上げてきたという経過がある。いろいろと教えてもらいながら進めてきたという部分がある中で、もう地元はいいですよと言われたらこれまでの十年間は何だったのか。この書き方でしたら、そういうふうになるわけです。これはもう報告書ですので残るのです。これは審議会ですので、皆さん全委員さんがそういうふうな考え方だと言われれば、何も言えないのですけど。ただ、私たちの思いとしては、そういうことがあるので、ただ単に、指定管理者が有するスキルや経験と言われると、先ほど言いましたように、障害者施設を運営してきたNPO法人があれば、そこはそういった障害者に対して、スキルや経験をいっぱい持たれているので、ここに言ったら当てはまるわけ。私の考えではね。だから、そこにこだわっているのですけど。それからもう一つ、教育集会所のことも言われましたけれども、教育集会所の部分は、条例に書いてあるから、わざわざ細かく書かないというような答弁をいただいたのですが、条例とかも方針が出たら方針しか見られない。だからそのあたりの答申を作っているのであって、私はその答申の中ではし

っかりとそういった部分はうたって欲しいなというふうに思います。なかなかそれやったら条例に書いているからというふうに言われるのでしたら、この文言自体も要らないんじゃないかなというふうに思いました。私の言いたいことは今の指定管理の文言、2ページの部分ですね。

伊藤会長 国の法律が変わったのに草津市の条例が全く変わってないっていう矛盾は随分前から感じていて、これいつできた条例なのと思いましたけど、70年代か80年代初頭ですよ。それを変えないまま隣保館の答申だけ変えて、実態が変わってきたっていうことがあるので、条例自体をどうするのかっていうのは、議会でやって欲しいなと、ここで話すことじゃないからね、議会で考えて欲しいなと思う。人権条例を作って、隣保館を人権会館としてはっきりと位置付けて、やっていくのかどうかっていう大きな話はね、議会が責任を持つべきだとは思いますが、今ここ答申を考えなきゃいけないところなので、要するに何年に出された何とか何とか条例によるとこのように書いてあるとはっきり書いた上で、今の時代でどうしたのかというふうにかくか、あるいは全然書かないかということになるかなというふうに思いますが、事務局としてどうぞ。

事務局 はい。ただいま委員さんがおっしゃっていただいた部分です。「地域に精通した地元NPO法人に運営をゆだねるという考え方ではなく」という表現をとっておりますが、これは地元NPO法人に運営をゆだねることを否定しているという意味ではございません。書き方の問題があったのかもしれませんが、ここは審議会の今までの議論の中で、その考え方がどのような考え方に基づいて議論がされてきたということをちょっとお示しさせていただいた部分かなと思います。前回までの審議の中で、地元NPO法人に委ねることが必要だよってというようなことではなくて、あくまでここでいう指定管理者の有するスキルというのは、今現在でいうと、地元NPOのスキルを指すわけなんですけれども、そのスキルを展開していくという議論であったということを示しているのであって、その誤解が生じているということであれば、この部分も、そういう考え方ではなくってという部分の表現は訂正をさせていただくことも、差支えないと思っております。

伊藤会長 要するに、現在非公募だけど、公募する可能性があるということだよ、簡単に言えば。そこには是非とも参画してくださいということを願っているかどうかですね。

事務局 もちろん願っておりますし、今現在、その他の例えば、公募したところで、他の団体なり運営者が指定管理を取るとするか、担うっていうことはちょっと考えにくいのかなっていうふうには考えております。

伊藤会長 まあ部落問題に精通したっていうことが書いていたらね。

事務局 とはいうものの、制度上、公募・非公募っていう判断をこの答申の中で、具体的に検討していただいたっていうことではないと思っておりますので、今後、公募・非公募含めて、明確に答申の中で書いていくのは難しいなとい

うふうには思う。

委員 この比較表はずっと残るわけです。

今はそう言ってはるかわかりませんが、人が変わったら、これしかないわけです。だから、これはそういうふうな、地元NPO法人を外すという意味ではないということであれば、そういうふうな文言にここは直していただきたい。今色々な思いを言ってくれましたけども、これが答申を受けて、今度方針を作って、それに基づいて進めていく上で、職員が変わったりして意味合いがコロコロ変わってしまう。ここの話し合いに何も残ってしまわないんじゃないかなというのは私の勝手な心配です。

委員 委員と同じ意見で、何回も同じことを言うのですが、そもそもが隣保館とは何やということからスタートしたと思います。これをまとめていただいた。⑦の「新」をみれば、これは、公募を前提としたスキルなんですよ。あくまで公募を前提やと。というのは、我々隣保館にいる人間ですけれども、これは地域の内容、人権、相談、就労等を担った人間が指定管理をやっております。だから、「指定管理による運用を継続するとともに地元精通したNPO法人に委ねる」という文言を入れていただければ、何の問題もなかったのではないかと思います。その辺は事務局いかがですか。

伊藤会長 それはね、答申を考える最初の時に、開かれた隣保館とは何か話になったときに、やっぱり同和対策事業終わって何十年も経っている。ただ草津市の場合、いろんな事柄が絡んでいて、今まで現在、隣保事業が割と同和対策事業に近い形の地元に対する福祉事業を中心にやってきたと。申し訳ないけど、それをね、永遠と続けていたら、やっぱりその現代的レイシズムっていうんですけども、「あそこずっとやんか、いつになったら広げるのかと、もうやめちまえ」という攻撃を私はいつ受けるかわからないと思うのですよ。だからまず中心的に隣保事業をやっていくんだけど、そこに困っている人たちも参加してくださいと。或いは発達障害の問題だったら、地元NPOの中に障害をよく理解できている若い職員を雇っていく、それで、指定管理者をちゃんととっていきっていく形に変わっていかないと困るんじゃないかなと思っていて、一生懸命進めてきたんですけど。要するに今までと同じようなことができないと思うんですよ。地元NPOが地域の地域住民の福祉の向上をすると。ちょっと外から来た人に貸し館的なこともやってあげればそのようなことであると思う。広げているとおっしゃるんですけど。周りから見るときにね、あそこすごくいろんなことやってくれているよなっていうふうに、見られるような、隣保館、地域の動きにしないと、次の10年できるかなっていうのが、心配としてあって、そういう意味では、私は委員に近いです。考え方として。

委員 僕も最初に言われた委員と同じ考え方を持っていまして、それがただしということに条件が付くと思っていて、先ほど伊藤先生が言われたように、草津市の今の隣保館条例が変わらなかつたら、全く問題が生じないと考えてい

る。あの条例に基づいてできる団体というのは先ほどおっしゃったように、地域の団体とか、部落問題に精通した団体でないと難しいと思いますし、だから条例が今の条例であれば問題がないと思っていて、これで話がそのまま収まっていくか、ここの書き方に着目するのは大事だと思いますので、その問題も片付けないといけないとなると、特別対策の反動で一般施策という言葉が地域エリアを広げないといけないみたいなそういう感じで、日本全体で受け止められているのではないかと、最近すごく思っています。というよりも指定管理者にするスキルと経験というのは、重要なので、市全域ということじゃなくて、様々な諸課題とか社会問題とか人権課題とかとちょっと今言葉浮かばないですけど、抱える人たちに展開すれば、必然的に同和地区は多いはずなので、最後調査からするとですね、或いは今の実態をつかめてないという全国的な動向だというふうに理解しているので、そのための隣保事業であるならば、社会調査が大事だということをもう少し答申に入れていただきたいというのがありますが、これはちょっと余談として話を戻しますと、そういった今までの事情というのがいろいろ複雑に絡んでこういう表現になっているのかなと思うので、どちらかの考え方で対応したら良いかなというふうに思います。条例をある程度絞っている感じで、これ議事録が残りますし、その形で何かその逸脱しそうだったら、市民運動団体が、それに対して追及していけばいいと思いますし、ここの文言を変えるのであれば、エリアを広げるとなると必然的にいろいろなまちづくりができる団体が妥当だと思うので、そういうコメントが出るのは必然だと思っています、一般施策って言っても同和地区の問題があったら、同和地区に対して対策するのは当たり前だと思うので、それが特別対策の反動で、おかしいように見えるかもしれないけど、僕はそういう考えですね。その根拠になる例として、京都市がですね、指定管理者制度、かつその条例を変えたっていうのも歴史的にここ10年ぐらいやっていてどうなっているかということ、やっぱり同和地区に関する問題に全く取り組まない団体ももちろんいてですね。或いは全部取り組む団体ですけど、やっぱり条例が変わるとそれに基づいた内容をやるのが当たり前なので、或いはそれに対して評価していくっていうのはそういう形になりますので、その部分について、ちょっと具体的な手段が思い浮かんでいるわけではないですけど、そのあたりの抜け道というか整理ができるようなことが、あったらいいかなというふうに思っています。

伊藤会長 条例を変えることは私たちの力ではできないし、それは置いといて、委員がどうしようとおっしゃっているかがよく分からない。

委 員 条例を変えると言っているわけではなくて、条例が変わらなければこの指定管理者に関する文言があったとしても、実態上は変わらない。

伊藤会長 この答申で、一般施策という表現がでてきたり指定管理者に広げるという表現が出てきても、条例があるのだから、地元の人たちに尽くす隣保館でなければならぬということに変わりはないんじゃないかっていう意見ね。

委員 変えたとしてもこの条例に基づいたことをやってくださいということなので、今の地元のNPOさんよりもっとスキルが高いというのは人権課題に対しての解決が高いところもあるので、これ前回言ったのですけど、それでも問題があつて、地元の例えば青年をNPOで使つて、あそこにスキルを積みませたりとか、別の問題があるのであれば、それはそれで、今後話をしていくとか、解決をしていくべきなのかなと思います。

伊藤会長 分かりました。条例が条例としてある限り、ここで答申をいじくつてもという、ある意味、正しいことをおっしゃっていますが。はいどうぞ。

事務局 先ほど委員からも御指摘をいただきました資料2ページの⑦の部分でございまして。この資料が残る、この表現が残る、ということについては、修正も可能かなと考えます。事務局の意図として、地元NPOを排除するとかつていう考え方ではないっていうことは御理解いただきたいというふうに考えておりますので、ちょっと今から修正案を申し上げたい。

伊藤会長 この資料の修正ということですね。

事務局 矢印のところからになります。「これまでの審議会での議論は、地域に精通した地元NPO法人の運営にゆだねるという視点ではなく、指定管理者の有するスキルや経験を市全域に展開していただくという視点で議論されてきたため、その旨を記載する。」考え方としてではなく、今までの議論がそういう視点での議論であったということを表示した形になります。その点について御理解いただきたい。

伊藤会長 考え方が視点という表現になっただけだね。違うな。

委員 今言っていること、要は地元NPO法人を排除するということではないという文言を出していただければそれで構わない。

事務局 委員、ありがとうございます。ここの項目の一部分の議論になってしまっているんで、今一度ですね、この4番というのは、タイトルが「今後の取組の方向性」となっております。第一段落、第二段落で、人権課題の解決に向けた取組をどうしていきましょう。隣保館は今正直、転換の時期にきていますし、そういった危機感も地元の方もお持ちだと思います。その中で、隣保館として生き残っていくためには、どういうふうにしたらいいんだっていう枕詞が入ります。そのためには、より視野を広げ、市民ニーズの対応を高め、地域住民のみならず、より多くの市民に利用される開かれた隣保館をめざすという。この続きで、手段を述べているだけです。このため、指定管理者が今まで蓄積していたスキルや経験、これを活用して、開かれた隣保館の武器にしましょうっていうようなことを述べているのがこの段落でして、その公募・非公募という概念は、全体を読んでいただければ、今のような議論にならないかなというふうに私は考えますが、いかがですか。

伊藤会長 「有する」が「有している」とかに変わらないと。

委員 私は大阪で仕事をしているんですね。大阪は要は、隣保館は、公設置公営は廃止されてないでしょう。民設置民営ができていますよ。今、公設置、

指定管理でしょう。指定管理をするために、地元NPOがどこまでこれからがんばれるかを一生懸命言っているのですよ。排除なんて論理はまったくないですよ。だけど、もう20年前に一般施策を展開しているわけですよ。特別施策ではないんです。だから私は草津市はすごいなと思ったんですよ。まだこれだけ一生懸命やっているのです。だからもう少し広くね、これが隣保館を残す本当の意味ですよ。その中で、頑張ろう。そうすればね、誰ができますか、隣保館の今後の運営。できるわけじゃないですか。それぐらいのスキルがあるわけだから、ただ問題はどうつなげていくか。だから新しい人がどこにね、掘り出していくのだとか、地元の方にやっていくのかというのも一つです。私はそう思っているんですよ。ちょっと意見じゃなくて。だから大阪の実情は大変ですよ。

委員 私がずっとこだわっているのは、比較表の記録です。これはずっと残るので、この文言だけは変えていただきたい。もう地元NPOには委ねないというふうにとれるので、これだけは変えていただきたい。だから先ほど言いましたとおり、排除するわけではないという書き方が良いかは分かりませんが、これは納得できない文言です。何度も繰り返しになりますが、人が変われば解釈が変わりますので、そこだけお願いしたいなというふうに思っています。それから、地域まちづくりセンターは非公募で、地域の協議会に指定管理をされているわけですね。何故隣保館だけ、あり方について、何年かに1回方針を作られるのかそもそも疑問です。

事務局 資料の書き方として先ほどちょっと視点っていう形で案をお伝えはさせていただきましたけれども、今、委員がおっしゃるように、地元NPOを指定管理から排除するという考え方でないっていうことをこの部分に明記する、そういった修正はちょっと今言葉が整いませんけれども、そういった趣旨での記載に変えていくことができるんじゃないかというふうに思っております。ただ、必ず地元NPOに委ねるということも逆にできない。そういった部分の中で修正をしていくことはできるのではないかというふうに思っている。

伊藤会長 排除するわけではないという、はっきりした文言ではないけどそのニュアンスをここに入れて修正するというので一回収めていただけますか。いろいろ議論がありまして、一番重要なところで、ただやっぱり開かれた隣保館といってまちづくりセンターはまちづくりのエリアが決まっていて、その人たちが自治会じゃないけど、コミュニティとしてやっているわけですね。それはもちろん、同和地区も含まれてまちづくりセンターももちろん含まれているわけですね。それにプラスアルファで隣保館という人権センターがあるわけで。人権センターもまちづくりセンターみたいに人権という立場でね、もうちょっと広げて欲しい。そうすると、市民全体、草津市民全体が、4つある隣保館が、意味があるんじゃないかと、これからも予算つけたらいいんじゃないかと、なんか困ったらそこへ行けばいいんじゃないかと、っていうふうな、

雰囲気にかに持っていきかが、私は生き残り策として大事だと思うんですね。もう全部つぶしてしまうみたいな議論がいつ起こるかわからないので、そのためには、まるっきり同じことをこれからするわけではないけどっていうふうに、幾つか直していただいているところはもう皆さんOKでよろしいでしょうか。で、一番肝になった地域に精通した地元NPO法人云々っていう、修正案だけではなくて、地域に精通しているNPO法人を排除することなく、新しく指定管理者としてスキルのある人たちに頼みたいと。排除することなくというのをいちいちいれなくていいですけど、何かそういうニュアンスが入るような文章に、これは変えていく。昔はNPOで、これからはスキルの高い指定管理者とすると、昔のNPO法人がスキルの高い指定管理者に入らないのかみたいなニュアンスになってしまって、もちろん含めちゃんとしたスキルの高い指定管理者にやってもらいたいよっていうようなニュアンスが出るような文章に考えていくということによろしいですか、事務局はいかがですか。ここは隣保館のあり方を決める議会ではないので、行政の部会ではなくて、みんなが話し合うところなので、最終的には並列の考え方となりましたっていうことで書いてもいいと思うんですけど、それはちょっと避けたいので、今言ったみたいに、NPOさんが含まれている、でも新しいステップアップした指定管理者に頼みたいんだっていうニュアンスを入れていく。それはだから、地元NPOさんにも頑張ってもらわなきゃいけないし、もしかしてそこに新しい全然違う人の人材が入っていく。NPO自身が公募して入ってもらう。そういうふうなことをやってもいいかなど。条例の問題は考えなきゃいけない。条例の問題は草津市で考えてください。これが変わらないことでおかしいんじゃないっていう矛盾はありますよね。条例でああいうふうに出ているのに、審議会でこういうふうに決めていくっていうのは最初から矛盾があったのかなと私は思ったのですが。いかがですか。それでまとめてもいいですか。そういうニュアンスを入れた文章に微調整していくと。

委員 地元NPO法人を排除することなくという文言を入れるということで、その文言を再度課長から言ってもらえますか。

事務局 具体的な文言を申し上げたわけではなくて、そういった趣旨の内容を入れていくという説明をさせていただきました。この場で確定的にこの文言というものは今すぐお示しできないかなと思います。

伊藤会長 意見等の青矢印の先は、もう一回考えていくということで、おっしゃっていることは受けとめられる限り受けとめていくということですね。確かに地元NPO法人を今まで通り任せるのはけしからんという議論は一つもなかったわけだから。ここではね。もうちょっと広げているんなことをやれるようになった方がいいんじゃないって議論が続いていたと思うので。そしたら山を越えましたが、他に何かございますか。

委員 答申(案)の5ページ。これも文言です。上の③の「広報の拡充」。ここ

だけ「会館」という言葉が使われている。「隣保館」でいいと思います。

伊藤会長 文言で言いそびれていたけど、気になっていることがあれば、おっしゃっていただけますか。

委員 質問なんですけど、5ページの下から3行目の「隣保館に配置されている相談員は」というのが主語になっていて、多くの相談ですよ、この相談員っていうのはどういう形で採用されているのか。これはNPO法人の方っていう意味ですか、そういう理解ですか。NPO法人の方がこの相談員になって相談をしていると、こういう理解ですね。複数ですか。いろいろ見守って生活相談しながら、そういう人たちという理解でいいですね。わかりました。

伊藤会長 文言変えるというより質問でしたよね。他に何かありますか。じゃあ私から一つだけなんですけど、この議論で委員と、学識経験者という立場ですごく困ったのは、その議論の土台になるデータがあまり見えなかった。これだけ一生懸命やっておられるのは地元の方が言うてくださって、そうだろうなと思うんですけど、データとかエビデンスとかなんかそういうことがすごく流行っていて、何ていうかな。なるほど、みんながそういうことなんだ、いるよねって、これからも活動してもらったらいいよねっていうふうにいえる、調査資料とかが、なかったんです。今回の運営審議会は、また5年か10年だったら、また考えなきゃいけないことになると思うので、隣保館は本当はね、調査研究するところなんです。生活相談でみんなの御用聞きだけをするわけじゃなくて、ここにこういう課題があるから、だから隣保館は子供食堂やろうねとか、ここにヤングケアラーが困っているから福祉の人に入ってもらうんだっていうふうには、隣保館がその地域なり、もうちょっと周辺地域を調べて、困っていることをちゃんとあぶり出して事業を打ち出すというのが本当の隣保館のあり方ですよ。それを、今までの地元NPO法人は、分かっているんですけど、それを他のところに説明しようというのはあまりなかったのだと思いますね。だから、質的なものでもいいですし、数で数量化されたことでもいいのですが、「終わりに」のところには是非とも調査研究をこれからして、何らかの形で蓄積して、次の時に生かしてくださいみたいな、そういうことを学識経験者としてはぜひ入れて欲しいなと思っていますので、最後の最後で行政マンとして入れてあげるよって言ってくれると嬉しいです。どうですか。

事務局 調査研究につきましては、学識の委員様を中心に何度も御意見をいただいているところでありますし、今会長がおっしゃっていただいたような、次の審議会の議論の土台となるような部分の資料っていうのはやはり大事なのかなというふうには考えております。という形で、こちらも文言は調整をさせていただきながら、追記をしていく方向で考えていきます。

伊藤会長 部落問題でね、数で表せないという部分はすごくあると思うんですよ、私どもの教え子の結婚差別の問題とかね、嫌がらせを言われているとかそうい

うのを知っているから、自分としては部落問題は全然終わっていないと思うんですけども、それを周りの人達にはもう伝わらなくなっている、伝えられなくなっている。そこら辺を工夫していかないと理解されていかないので、是非とも入れてください。

委員 審議会の中で具体的にこうしたら、地域住民の状況が掴めるんじゃないかなという話をしてきたと思うので、そういった議論をしてきたことを生かしながら次の5年間10年間が進んでくれたらいいなというふうに思っていますし、一応僕が見た限りでは全国的にやっぱりその地域がどうなっているかを捕まえるのは難しいのですが、これから同和問題をどういうふうに捕まえていくかということは議論の余地があるというか、考えていかないといけないことかなと思っていますので、そうした形での取り組みが進んでいったらいいなと考えています。具体的なことに関しては私も研究を進めていますので、発信とかするのでまた見てもらえたら嬉しいと思いますし、京都市が実際、そういう調査なく終わって、実際議事録とかでチェックしてこういうところがちょっと抜けたんじゃないかなということも今月発表する予定ですけど、どこの自治体も、どういうふうに同和問題を捉えて、どこまで解決したか悩んでいるっていうのは、全国の状況だと思いますので、議論が進んだらいいなと思います。

伊藤会長 調査研究していくっていうの「終わりに」のところには是非よろしくお願ひします。他に何かこういうことをぜひ付け加えて欲しいとか、交通アクセスはちょっとなかなか難しいけど、ニュアンスを入れてもらうということで。ごめんなさいね。

委員 いろいろ御意見が出て、私としてのちょっと思っただけなんですけれども、やはり、教育集会所における自主活動学級ということに関して、やはりこれからの子供たちの活動っていうか、どのように育んでいくっていうことについては、すごく重要なことだと思っておるんです。今回、このはじめのところに、自主活動学級って何というところの視点があったと思うんですけども、そこに差別に負けない仲間づくり、という文言を付け加えられたわけなのですが、その差別に負けない仲間づくりっていうのが、最終的にじゃあ最後の教育集会所における、7ページですね。教育集会所における自主活動学級については、という文言からですね、いろいろな形で多様な体験を通して、仲間づくりをしていくっていうのはすごくよく分かるんですけども、一番育みたい子供たちの心って何でしょう、というところを少し確認させていただきたいんですけども。非認知能力っていうのは、子供も大人もすべての者が必要な能力だと思うんです。それをおっしゃることはすごくよくわかるんですけども、この差別に負けない仲間づくりの中で、認知と非認知能力の違いというのは、どのように説明できるか。数字で表せない心の問題だと思うんですけども、ただ、自尊感情、コミュニケーション能力、やり抜く力などの非認知能力の醸成を図ることが差別に負けない子供に成長するのかなと

いう、私の単純なとらまえ方になってしまっているのですけれども、学校の現場での教育的な言葉ではないかなというふうに思うのです。やっぱり一番大事なところは、差別に負けない力って何かと考えるのでしょうか。最終、この自主活動学級が今後、いろんな関係団体と連携しながら、充実したものにしていくために、何か一つ、この醸成をすることで、一番大事な差別に負けない心というのは、やはり差別を見抜く力という部分も含めて、相手を思いやる豊かな心を育てていかないと、正義と正義がぶつかり合ったら喧嘩になってしまうと思うんです。だからやはり、大切な非認知能力を育てる中で、特に心豊かな部分を大事にしていきたいというようなことが、やっぱり差別に負けない仲間づくりに繋がるのかなというふうに感じさせてもらうのですけれども、ただその温かい部分が伝わってこないのです。やっぱりその地域にとって一番痛みとか人権とかいろんな困難を乗り越えていくためのやっぱり強い心っていうものは、やはり相手を思いやり、そして、正義だけを通すのではなくて、やっぱり温かい気持ち、思いやりの心、豊かな心を同時に育てていく、そのことで育てていくっていうような並びがあったらいいなってちょっと自分では思っています。少し伝え方が悪いかわからないのですけれども、差別に負けない仲間づくりっていうのが、みんなが思いを一つにしてやっていくということが大事だと思うので、そこら辺の部分は、大人の姿を子供たちは見ているし、地域の方々の一番いろんな形の中で培ってきたその心の人権のまちづくりの問題含めて、地域が主体になってやっていかれるということはすごく大事だと思いますし、やっぱりそういう何か、豊かな心を育てていくことが大事じゃないかなというふうに思いました。

伊藤会長 自主活動学級は何々を図ることが重要である、という構造だと、自主活動学級の目標は、非認知能力の醸成を図ることであるからというところがある。教育委員会の誰か答えてくれますか。これはこういう意味だからこういうふうにいきたいとか。

事務局 最後のページの上から二つ目の段落でございますね。まさしく綺麗な言葉で書かれていますけれども、私教師ですので、実際に若いころから、自主活動学級にも参加して、子どもたちの成長と一緒に取り組んできました。その中でいろいろなことで悩む子供たちも当然おりますし、ままならないまま中学校を卒業していく子供もおりますけれども、今から思うと子供にとって一番必要な力というのは、教科の学習・勉強ができるという力よりも、それも大事なんですけれども、いかに自分の地元の他の仲間も含めて、地域外も含めてですけれども、どれだけ自分のことを相手のことを同時に、長い期間、付き合いができる、男女かかわらず、という仲間を見つける力、その仲間を大事にする力、というものが、高校に行ってから、その上に進んでもですね、働いてからはもちろんですけども、その力がないと、途中で挫折をしたりとか、逃げ出すために生きているわけではないので、そういうことが非常に大事だと思いますし、そんなことを思いながら、指導にあたってきたつもり

でいます。ここに書かれている言葉はきれいな言葉ばかりなので、冷たく感じられるかもしれませんが、学校の教員も年々、年を取りますので、地元の方と実際に交わってきた経験のない教師が、増えております。その中で、保護者も当然、年をとられて、お互いに以前の自主活動学級の本来の目的あたりが薄れていきつつあるので、再度、学校としては、その辺の研修も含めて、これからの先生たちの人材育成に努めていきたいし、そのように思っていたらと嬉しいと思います。

委員 冷たいという言い方になってしまって大変申し訳ないのですが、昔は生きる力みたいな表現をされたと思うんです。差別に負けない仲間づくりという形で。今回は非認知能力という言葉が使われたという中においてですね、私自身が最初分かりにくかったのですが、いろいろちょっと勉強もさせてもらいまして、この能力っていうのは学校現場でたくさん先生方皆さん努力して取り組んでおられることだということをしっかりと認識させてもらいました。その中で、最初の文言で、自主活動学級の意味が書いてあるんです。学級とは、差別に負けない仲間づくりでということで、今回提出されています。そのことを踏まえ7ページに詳しく教育集会所における自主活動学級についてはという説明がなされているふうにちょっと思っているのですが、その思っている中で、この非認知能力の醸成が重要であるということに繋がっているだけなので、ここで大事な非認知能力はすべての人に大事だと思うんです。その中で特にこの自主活動学級をするという意味においては、これを充実していくという意味においては、また地域の主体性を持って継続していくという意義はどこにあるかというと、やっぱりそれは、醸成し、相手を思いやる思いやりのある豊かな心を育むことを重要に思っているとかそういうことになるかなというふうに私自身が感じただけなんですけども、先生方の御苦勞とかいろんなこれまでの積み重ねっていうことはすごく今話していただいて、敬意を表させていただいております。ちょっとこの文面では、私一般市民が見た形ではそういうふう感じたということで、もし少しここに何か、言葉を付け加えていただければ、みんながめざすところっていうか、大事な、何か差別に負けない心が何になるのか、仲間づくりの根底にあるのは何なのか、正義だけが進んでしまっただけは絶対に、自分でもですけども、差別を見抜く力だけがもしかして負けない力になってはいないと思うのですが、見抜いて、そしてそれを温かく、その相手のことを思いやりながら、自分も相手も気づいていくっていう、豊かな心ですね、そしていろんな人権問題とか、もちろんですけども、いろいろな困難な境遇がこれからいっぱいある中で、挫折せずに自暴自棄にならずに、そういう意味では非認知能力を高めながら、豊かな心を育てていくことが大事なのではないかなというふうに思っています。すいません。別にこれが間違っているかではなくて、少し言葉として、一般市民として読んだときに、ちょっと最初の文言と差別に負けない仲間づくりという言葉と自主活動学級とはという

のと、最後の教育集会所の自主活動学級についての整合性が、もしかしてちょっとあってないような気がして、申し上げました。

伊藤会長 単純に言うとも一市民として分かりにくいということだね。子どもたちの自尊感情、コミュニケーション、やり抜く力など非認知能力は誰にでも必要だけど、部落の子どもに特にプラスアルファでつけてあげないと、差別に負けてしまうのではないかというニュアンスを入れたらいいのだと思います。誰にでも必要な力なんだけど、下手すると欠けてしまう。例えば、自尊感情でどうせという言葉ね。ちょっと困難な生活状況にいる子が必ず使う言葉で、どうせ何したって無理やん。そのどうせっていう言葉が同和地区で出やすいのであれば、自尊感情が低いってこと。やっぱりそういう状況があるのであれば、つけなければならないし、一般的につけるよりプラスアルファでつけなきゃいけないんだっていうニュアンスを、入れてあげたらいいかなというふうに思います。考えてください。他にありますか。いいですか。それでは時間がですね、今4時28分という長丁場になってしまっ大変申し訳なかったんですけど。2時半から始めましたので、そろそろ終わっていきたくと思います。よろしいでしょうか。完全にこれでまとまったというふうな議論にはなっていない部分がありますが、ある程度の落としどころが見えたかなというふうに思います。それで、最後、一応会長の責任において、今日の議論をこういうふうに収めさせてもらったなということで、例えばさっきの議事録として残ってしまう意見のところの修正案は、詰めて話をしたいというふうに思っています。そうしたら今日の会議閉じてもよろしいでしょうか。

委 員 最終的な答申(案)は、また後日委員に配布をしていただけるという理解でよいですか。

伊藤会長 そうだと思います。最終(案)は、1回流してもう一回何かをするということでないと思うんですよね。もちろん市長に出す前に皆さんに見せます。

委 員 それにはもう最終なんでもうそれ以上は意見を言えないということではないですね。

伊藤会長 そうですね。

委 員 1点確認したいのですが、これまだこの答申を受けてこれからの方針が作られると思うのですが、こういった方針はまた何年か後に見直しをされるというふうに思いますが、参考に何年ぐらいを考えられているのか聞かせてほしい。

事務局 今回の答申については、目標年次であるとか、そういった話を設定しているわけではありませんので、具体的に何年っていうイメージを持っているということではないです。ただ、前回から今回までの期間でいうと約10年。指定管理期間もスパンがありますので、そういったところも踏まえて、次回の審議をまた考えていくのかなというふうに考えています。

伊藤会長 指定管理者は5年単位ですか。

事務局 今現在は3年単位です。

伊藤会長 指定管理者の仕事にちょっと運営委員会で出たりしていますので、ちょっとと言うと3年単位は指定管理ってすごくしにくいんですよ。前年こういうふうにはやっていたからっていうお試しの1年があって、ちょっと工夫しました。次、また次の指定管理のいろんなプログラム考えなきゃいけないって結構忙しいので。実は5年ぐらいがいいねって話をよくNPO同士ではしていますが、それも考えてください。そしたらそのぐらいのスパンで、お約束ではないけど、10年ぐらい間でまた考える可能性大ということで、ぼんやりとみんなで思ってもいいのかな。そしたら、一応今日の議題というのはすべて終了しましたので、ちょっと審議会としては本日で最後とさせていただきます。去年のですね12月20日から今日に至るまで7回審議していただいたことになりまして、誠にありがとうございました。そしたら、会長といたしまして事務局に進行をお返しします。よろしくお願ひします。

事務局 ありがとうございます。1点、今後の予定について御説明をさせていただきます。本日、審議をいただきまして、修正につきましては会長に一任をいただいたということで、事務局と調整をして答申を確定していきたいと考えております。また11月には、会長・副会長の方から、市長に正式に答申をいただくという方向で考えております。その後、いただいた答申を踏まえまして、基本方針案を策定して、パブリックコメントに付して今年度中に改訂をさせていただいてというふうに予定しております。よろしくお願ひ申し上げます。それでは閉会に当たりまして、総合政策部長の木村より御挨拶申し上げます。

木村部長
(総合政策部) 草津市隣保館等運営審議会の終了にあたり、御礼の挨拶を申し上げます。当審議会につきましては、「開かれた隣保館等の今後のあり方について」というテーマで、昨年12月から本日まで延べ7回に渡り御審議いただきました。大変お忙しい中、貴重な御意見等をいただいたことに感謝申し上げます。また、会長には、審議会の進行、取りまとめにあたり、審議の場以外にも時間をとっていただき御指導、御尽力いただきました。重ねて感謝申し上げます。まとめていただきました答申につきましては、先ほど御説明させていただきましたように皆様を代表して会長・副会長より、11月に市長にお渡しいただく予定をしておりますが、市といたしましても、答申の内容をしっかりと受け止めて基本方針の改訂を行いたいと考えております。委員の皆様のこれまでの御尽力に心より御礼申し上げますとともに、皆様の御健勝、御活躍を祈念し、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。